

事業所名:株式会社金一

許可番号:28-ユ-301227

返戻金制度に関する事項

求人者が採用した人材が自己の意思により、又は就業規則違反等の人材の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、弊社は求人者から支払われた紹介手数料について、契約で決定した割合で計算された金額を求人者に払い戻します。

ただし、人材が専ら求人者の都合により退職することとなった場合には、紹介手数料の返戻は行いません。

当事業所の返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)の詳細は下記のとおりです。

- 1ヶ月未満の在籍で退職の場合 手数料 100%
- 1ヶ月以上2ヶ月未満で退職の場合 手数料の 75%
- 2ヶ月以上3ヶ月未満で退職の場合 手数料の 50%
- 4ヶ月以上の在籍で退職した場合 返戻なし